

自転車の活用推進に向けた取組について－国土交通省

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

自転車活用推進法は2016年12月9日に成立し（※議員立法、衆・参とも全会一致）、今年（2017年）5月1日に施行された。

1. 自転車活用推進法の概要

<基本理念>

- ・ 自転車による交通が、二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において機動的であるという等の特性を有すること
- ・ 自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすこと
- ・ 交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること
- ・ 交通の安全の確保が図られること

<国等の責務>

- ・ 国は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施する
- ・ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- ・ 国・地方公共団体は、情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民・住民の理解を深め、かつその協力を得るよう努める

<公共交通関係事業者の責務等>

- ・ 自転車と公共交通機関との連携の促進等に努め、国・地方公共団体が実施する自転車活用の推進に関する施策に協力するよう努める
- ・ 国、地方公共団体、公共交通関係事業者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて相互に連携を図りながら協力するよう努める

<基本方針>

- ①自転車専用道路・自転車専用通行帯等の整備
- ②路外駐車場の整備、時間制限駐車区間の指定見直し
- ③シェアサイクル施設の整備
- ④自転車競技施設の整備
- ⑤高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- ⑥自転車安全に寄与する人材の育成及び資質の向上

- ⑦情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- ⑧交通安全に係る教育及び啓発
- ⑨自転車活用による国民の健康の保持増進
- ⑩学校教育等における自転車活用による青少年の体力の向上
- ⑪自転車と公共交通機関との連携の促進
- ⑫災害時の自転車の有効活用体制の整備
- ⑬自転車を活用した国際交流の促進
- ⑭観光旅客の来訪の促進その他の地域活性化の支援等の施策を重点的に検討・実施する

<自転車活用推進計画>

- ・ 政府は、基本方針に即し、目標及び講ずべき必要な法制上・財政上の措置等を定めた自転車活用推進計画を閣議決定で定め、国会に報告する
- ・ 都道府県、市区町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努める。

<自転車活用推進本部>

国土交通省に自転車活用推進本部を置き、本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚をもって充てる（併せて国土交通省設置法の一部改正（附則5条））

<その他>

- ・ 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする（14条）
- ・ 自転車活用推進を担う行政機関の在り方について等の検討（附則2・3条）
- ・ 市区町村道に加え、国道及び都道府県道についても自転車専用道路等を設置するよう努める旨の自転車道の整備等に関する法律の一部改正（附則4条）

2. 自転車活用推進本部及び本部事務局について

- 国土交通省に「自転車活用推進本部」（本部長：国土交通大臣）を設置
- 国土交通省道路局に「自転車活用推進本部事務局」を設置、各府省庁職員を併任
- 関係府省庁連絡会議を設置し、政府一体となって自転車の活用の取組を推進

<自転車活用推進本部>

【本部長】 国土交通大臣

【本部員】 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

経済産業大臣 環境大臣 内閣官房長官

国家公安委員会委員長

内閣府特命担当大臣（交通安全対策）（※）

（※法の規定に基づき、内閣総理大臣が指定して追加）

3. 自転車活用推進計画

政府は、自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な措置を定めた計画（自転車活用推進計画）を閣議決定し、国会に報告する。

自転車活用推進計画の策定は、有識者会議が設置されて議論されており、12月末までに骨子案、来年3月までには推進計画原案が示され、パブリックコメントを踏まえて6月末までには推進計画が閣議決定されるスケジュールになっている。

<重点的に検討・実施する施策>

- ①自転車専用道路等の整備
- ②路外駐車場の整備等
- ③シェアサイクル施設の整備
- ④自転車競技施設の整備
- ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備
- ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等
- ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化
- ⑧交通安全に係る教育及び啓発
- ⑨国民の健康の保持増進
- ⑩青少年の体力の向上
- ⑪公共交通機関との連携の促進
- ⑫災害時の有効活用体制の整備
- ⑬自転車を活用した国際交流の促進
- ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援

<資料> 自転車の活用推進に向けた取組について

<http://www.mlit.go.jp/common/001202622.pdf>

国土交通省の資料で次の2点が説明されている。

1. 自転車通行空間の整備について
 2. 自転車活用推進法の施行について
-
4. 水戸市自転車利用環境整備計画

水戸市では今年（2017年）3月、水戸市自転車利用環境整備計画が策定されている（素案ではカッコ書きで自転車利用推進計画ともなっていたが、最終的には自転車利用環境整備計画1本だけになっている）。審議会の中では、自転車活用推進法も紹介、議論されてい

るので、推進法を踏まえたものということができる。

都内では、東京都自転車安全利用推進計画（2016年改定）、港区自転車利用環境整備方針（2013年）、渋谷区自転車利用環境整備計画（2015年）、板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画（2000年）、江東区自転車利用環境整備方針（2016年）、八王子市自転車利用環境整備計画（2016年）などがある。

都内のこれら計画や方針は、自転車活用推進法の施行以前に策定されたもので、自転車に関する総合政策である。おそらくそれぞれの計画期間内は自転車活用推進法の施行を踏まえた改定はないと考えられるが、計画期間終了後にどうするのか、自転車利用環境整備計画（整備方針）未策定の自治体はどうするのかなどが課題である。

なお、東京都には東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例があるが、この改定如何も課題である。

<参考資料>

東京都自転車安全利用推進計画

http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/kotsu/pdf/07_jitensha-keikaku-set2.pdf

渋谷区自転車利用環境整備計画

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/plans/pdf/bike_kankyokeikaku.pdf

八王子市自転車利用環境整備計画

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/006/001/003/p009605.html>